



県 章

# 滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)  
6 月 29 日  
第 2503 号  
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの)

### 告 示

結核予防法による医療担当機関の指定 (健康推進課) .....	563
介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の名称変更の届出 (元気長寿福祉課) .....	563
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更の届出 (元気長寿福祉課) .....	564
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院 (医務薬務課) .....	564
入札参加者に必要な資格等 (税政課) .....	564

### 公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課) .....	565
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業観光振興課) .....	565
大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告 (商業観光振興課) .....	566
第 34 回採石業務管理者試験実施公告 (新産業振興課) .....	567
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課) .....	567

### 振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江) .....	568
-------------------------------------	-----

### 教 育 委 員 会 告 示

滋賀県指定有形文化財の指定の解除 (文化財保護課) .....	568
---------------------------------	-----

## 告 示

### 滋賀県告示 第 715 号

結核予防法 (昭和 26 年 法律 第 96 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づき、医療担当機関として次のものを指定した。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人スワン会大澤小児科医院	大津市下阪本六丁目 18 - 4	平成 17. 5. 1
こうなみクリニック	大津市比叡辻二丁目 7 - 10	平成 17. 5. 2
大 道 医 院	大津市大將軍一丁目 15 - 7	平成 17. 6. 7
み や け 歯 科	草津市矢倉一丁目 3 - 57	平成 17. 6. 1
株式会社インターガイインターガ薬局	野洲市小篠原 2208 - 1	平成 17. 6. 2

### 滋賀県告示 第 716 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
コメットハウス	あかねはうす	大津市あかね町 13 番 11 号	有限会社あかねはうす 代表取締役 中田 淳子	訪問介護	2570100830	平成 17. 6. 1
コメットハウス デイサービスセンター	あかねはうす デイサービス	大津市あかね町 13 番 11 号	有限会社あかねはうす 代表取締役 中田 淳子	通所介護	2570100830	平成 17. 6. 1

滋賀県告示 第 717 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	介護保険事業所番号	変更年月日
コメットハウス居宅介護支援事業所	あかねはうす居宅介護支援事業所	大津市あかね町 13 番 11 号	有限会社あかねはうす 代表取締役 中田 淳子	2570100830	平成 17. 6. 1

滋賀県告示 第 718 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年 厚生省令 第 8 号) 第 1 条 第 1 項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
彦根市立病院	彦根市長	彦根市八坂町 1882 番地	平成 20. 6. 30

滋賀県告示 第 719 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年 政令 第 372 号) 第 4 条の規定に基づき、平成 17 年度における滋賀県特定調達契約の地方税電子申告システム用機器の借入契約 (機器設定および一部開発を含む。) に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請できる営業種目 電気機器・通信機械類の賃貸
- 2 申請書類および配布開始時期
  - (1) 申請書類
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 営業概要表
    - ウ 法人にあっては、登記事項証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し

エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証明する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し

オ 財務諸表

カ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあつては、その委任状

(2) 配布開始時期 平成 17 年 6 月 29 日 (水)

3 申請書類の受付期間 平成 17 年 6 月 29 日 (水) から平成 17 年 7 月 27 日 (水) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 9 時から 16 時までとする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県総務部税政課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3217

5 申請書類に使用する言語 日本語

6 入札に参加できない者 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当する者

7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 年間売上等実績高

(2) 自己資本額

(3) 従業員数

(4) 経営比率

(5) 営業年数

8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。

9 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から当該資格を有すると認めた日が属する年度の 3 月 31 日までとする。

## 公 告

### 特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請のあつた年月日 平成 17 年 5 月 31 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 e - はちまん

特定非営利活動法人の代表者の氏名 山口 欽正

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 近江八幡市出町 645 番地 4

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、近江八幡市とその周辺地域に居住及び勤務する全ての人々が IT の恩恵を享受できるよう、情報活用能力の向上を支援する活動を展開すると共に、会員自らの積極的な社会参加を図る事業を行い、かつ会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 5 月 31 日から平成 17 年 8 月 1 日までの縦覧場所における執務時間内

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 有限会社島田家具工芸 近江八幡市西生来町 1229 - 3
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,510.46 平方メートル
    - イ 荷さばき施設の面積 120.00 平方メートル
    - ウ 廃棄物等の保管施設の容量 0 立方メートル
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,286.00 平方メートル
    - イ 荷さばき施設の面積 67.32 平方メートル
    - ウ 廃棄物等の保管施設の容量 6 立方メートル
- 3 変更年月日 平成 18 年 2 月 20 日
- 4 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社島田家具工芸 近江八幡市西生来町 1229 - 3 代表取締役 嶋田文雄
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社島田家具工芸 近江八幡市西生来町 1229 - 3 代表取締役 嶋田文雄
  - (3) 駐車場の収容台数 21 台
  - (4) 駐輪場の収容台数 0 台
  - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
    - ア 開店時刻 午前 10 時
    - イ 閉店時刻 午後 7 時
  - (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 10 時から午後 7 時まで
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数 1 箇所
  - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 10 時から午後 7 時まで
- 5 届出年月日 平成 17 年 6 月 20 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
    - 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
    - 財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜 2 - 1 コラボしが 21
    - 滋賀県東近江地域振興局総務振興部地域振興課 東近江市八日市緑町 7 - 23
    - 近江八幡市産業経済部商工観光課 近江八幡市桜宮町 236
  - (2) 縦覧期間 平成 17 年 6 月 29 日から平成 17 年 10 月 29 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成 17 年 10 月 29 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。  
平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 大津真野複合商業施設 大津市真野五丁目 22 - 2 ほか
- 2 提出された意見の概要
  - 大津市からの意見
    - (1) 駐車場出入口の安全対策について 店舗出入口に面する国道 161 号は大型車両等の通行量も多く、繁忙時における自動車での来退店は、事故発生率が高くなることも予測されるため、実態に即して駐車場出入口付近に交通

誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られるよう審議されたい。

(2) 周辺地域への対応について 届出においては深夜までの営業となっていることから、青少年への影響について検討し、警備員の巡回など実態に応じた対策を講じられるよう審議されたい。

### 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜 2 - 1 コラボしが 21

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 17 年 6 月 29 日から平成 17 年 7 月 29 日まで

### 第 34 回採石業務管理者試験実施公告

採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 32 条の 13 の規定に基づき、第 34 回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。  
平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 試験日時 平成 17 年 10 月 14 日 (金) 午前 10 時から正午まで

2 試験場所 滋賀県庁東館 7 階大会議室 大津市京町四丁目 1 - 1

### 3 試験科目

(1) 岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項 (岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土および廃石のたい積方法ならびに採掘終了時の措置に関するもの)

4 願書受付期間 平成 17 年 9 月 16 日 (金) から平成 17 年 9 月 30 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

郵送の場合は、平成 17 年 9 月 30 日付けの消印のあるものまで有効とする (願書を郵送するときは、簡易書留郵便とすること。)

5 願書受付場所および問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部新産業振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3791

### 6 提出書類

(1) 受験願書 1 通

(2) 受験整理票 1 通

写真ちょう付欄に出願前 6 箇月以内に撮影した縦 12 センチメートル、横 9 センチメートルの正面上半身脱帽像の写真をちょう付すること (裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。)

(3) 受験票 1 通

住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は郵送するため、あて名を記入の上、50 円切手をちょう付すること。

7 受験手数料 8,200 円

滋賀県収入証紙を受験願書にちょう付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

8 合格発表 平成 17 年 10 月 31 日 (月) 正午に県庁前掲示板に掲示するとともに、合格者については、本人あて通知する。

9 その他 受験に必要な用紙は、平成 17 年 9 月 12 日 (月) から滋賀県商工観光労働部新産業振興課ならびに振興局、地域振興局および県事務所の総務出納課において配布する。

### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市安養寺八丁目 4 - 1 - 12 アールシステム株式会社 代表取締役 阪下雅彦	栗東市小平井字堂ノ西 337 - 16 の一部、338 - 1、338 - 17、338 - 28、338 - 29、338 - 30、339 - 1、339 - 2、339 - 3、339 - 4、339 - 5、339 - 6、339 - 7、340 - 2 の一部、340 - 4、字久茂出 396 - 2、396 - 4、398 - 2、399 - 1、399 - 2、400、401、402 - 1、402 - 2、402 - 3、402 - 4、406 - 1、406 - 3	5,316.78 m <sup>2</sup>	平成 17. 6. 22	006245

振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府京都市南区東九条室町 63 番地の 1 村田興産株式会社 代表取締役 村田完次	近江八幡市丸ノ内町 4 - 1、4 - 2、4 - 3、4 - 4、5 - 1、5 - 2、5 - 3、5 - 4、5 - 5、5 - 6、53 - 2、53 - 4、53 - 5、54 - 2、55 内、61 - 2、61 - 3 の一部、61 - 5、61 - 6、61 - 7、61 - 8、66 - 3	2,357.075 m <sup>2</sup>	平成 17. 6. 20	000404

教 育 委 員 会 告 示

滋賀県教育委員会告示 第 10 号

滋賀県指定有形文化財木造聖観音立像 1 軀 (昭和 59 年滋賀県教育委員会告示 第 1 号) および滋賀県指定有形文化財木造阿弥陀如来立像 1 軀 (平成 5 年滋賀県教育委員会告示 第 1 号) は、平成 17 年 6 月 9 日付けでそれぞれ文化財保護法 (昭和 25 年 法律 第 214 号) 第 27 条 第 1 項の規定により重要文化財に指定されたので、滋賀県文化財保護条例 (昭和 31 年 滋賀県条例 第 57 号) 第 5 条 第 3 項の規定により、滋賀県指定有形文化財の指定は解除されたものとなった。

平成 17 年 6 月 29 日

滋賀県教育委員会委員長 高 橋 啓 子